

(相手方用)

念 書

平成 17年12月31日事故発生場所 (静岡市清水区入船町)地内において、私(甲 中橋敏行)と被保険者または被扶養者(乙 西上平蔵)の間に発生した交通事故による被保険者等の損害について、健康保険法により保険給付を受けましたので、健康保険法第57条第1項の規定により求償されたときは、直ちに私より納付期日までにお支払いいたします。

なお、貴健康保険組合より自動車損害賠償責任保険及び任意保険に損害賠償の請求がなされ、求償金額が補填されなかった場合の保険給付費、または治療終了後、医学的判断によりその事故に起因する疾病と認められた場合の保険給付費について、損害賠償の請求があれば、すみやかにその支払の責に任ずるとともに、損害賠償については、貴健康保険組合の保険給付費を優先して受領されることに異議のないこと、また被保険者等と示談を行おうとするときは、必ず前もって貴健康保険組合にその内容を申し出ることを誓約いたします。

1. 被害者に損害賠償金を支払うときは、その内容を事前に申し出ます。
2. 上記の事項に違反した場合は、貴健保組合において、いかなる措置をとられても異議の申し立てをしません。

平成18年 1月 10日

住 所 調布市若葉町3-12-1

甲

氏 名 中橋敏行

◎印

鈴与健康保険組合理事長 殿